

平成26年7月1日

平成26年第2回神奈川県議会定例会

安全安心推進特別委員会資料

安全防災局

目 次

I 地震・災害対策の主な取組について

- 1 東日本大震災を踏まえた地震災害対策等の検討・実施について..... 1
- 2 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況について..... 1
- 3 南海トラフ地震対策特別措置法等に対する対応について..... 1
- 4 東日本大震災の被災地・被災者支援の取組について..... 1

別添資料：神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況について

I 地震・災害対策の主な取組について

1 東日本大震災を踏まえた地震災害対策等の検討・実施について

平成23年3月11日の東日本大震災から約3年が経過した。県では、この間、東日本大震災の経験を基に、緊急的に実施すべき地震災害対策等の取組を着実に実施してきた。

平成26年度は、今後の中長期の地震災害対策の基礎となる地震被害想定調査をとりまとめるなど、より一層の強化のための取組を進める。

(1) 県の地震災害対策等の検証・検討

東日本大震災の経験を踏まえ、地震災害対策について有識者による検証を行うとともに、市町村等と具体策の検討・実施に取り組んだ。

- ・平成23年4月27日 県・市町村地震災害対策検討会議を設置
(平成23年度 10回開催、平成24年度 7回開催、平成25年度 3回開催)
- ・平成23年5月31日 平成23年度第1回津波対策推進会議を開催
(平成23年度 7回開催、平成24年度 3回開催、平成25年度 1回開催)
- ・平成23年6月13日 地震災害対策検証委員会を設置
(平成23年度 10回開催、平成24年3月26日報告)

(2) 新たな津波浸水予測図の作成・公表

東日本大震災における甚大な津波被害を受け、津波対策推進会議に、学識者、国、県等による「津波浸水想定検討部会」を平成23年5月13日に設置して、技術的見地から津波の規模、浸水範囲等を検証し、平成24年3月30日に12の地震津波について、新たな津波浸水予測図を公表した。

(3) 神奈川県地域防災計画等の修正

ア 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の修正

地震災害対策の検証・検討及び国の防災基本計画の修正内容を踏まえ、平成24年4月25日に地震災害対策計画の修正を行った。

【主な修正内容】

- ・津波対策の充実強化
- ・帰宅困難者対策の新設
- ・災害救援ボランティア活動支援対策の新設

イ 神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正

津波対策等の充実強化を図るため、平成24年4月25日に神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正を行った。

【主な修正内容】

- ・津波浸水対策の新設
- ・耐震対策の充実強化
- ・液状化対策の充実強化

ウ 神奈川県地域防災計画（風水害等災害対策計画）の修正

地震災害対策計画及び国の防災基本計画の修正内容を踏まえるとともに、新たに講じることとした対策を加え、平成24年12月27日に風水害等災害対策計画の修正を行った。

【主な修正内容】

- ・帰宅困難者対策の新設
- ・災害救援ボランティア活動支援対策の新設
- ・竜巻対策の位置づけ、富士山火山対策の充実強化

エ 神奈川県地域防災計画（原子力災害対策計画）の修正

国の防災基本計画の修正内容及び国の原子力災害対策指針を踏まえるとともに、新たに講じることとした対策を加え、平成24年12月27日に原子力災害対策計画の修正を行った。

【主な修正内容】

- ・専用衛星回線の整備による通信設備の充実強化
- ・SPEED I 計算結果の確実な受信・広報の実施
- ・他県に所在する原子力事業所における事故情報の早期把握・広報の実施

(4) 神奈川県地震災害対策推進条例の制定

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）に位置づけた対策を、県、県民、事業者等が協働して推進し、地震災害対策の継続性を確保するとともに、県民や事業者による自助・共助の取組の促進を図るため、地震災害対策の基本的事項を定める神奈川県地震災害対策推進条例を制定し、平成25年4月1日から施行した。

【主な内容】

- ・県民の生命を守ることを最も優先する等4つの基本理念
- ・県、県民及び事業者の責務
- ・地震防災に配慮したまちづくりの推進、地震防災に関する知識の普及等の10項目の基本的な対策

ア 地震災害対策の進捗管理

神奈川県地震災害対策推進条例の施行に伴い、対策の取組状況の取りまとめを行った。

イ 普及啓発

平成25年度は、リーフレットの作成配布や訓練等により、県民や事業者の防災意識の向上を図った。

(ア) 民間との協働によるリーフレットの作成・配布

- ・かながわけんみんな防災カード 32,000部
- ・かながわキッズぼうさいカード 97,000部
- ・協賛金額 計456,000円

(イ) かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）の実施

- ・実施日時 平成25年9月5日午前11時（前後各2週間を含む）
- ・参加人数 約63万人

(5) 地震被害想定調査の実施

平成25年度から2か年の予定で、新たな震源モデルや被害想定手法など最新の科学的知見に基づいた被害想定調査を開始した。

(6) 市町村との連携強化

ア 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定の締結

災害が発生し、被災した市町村単独では十分な応急対策を実施できない場合等に備え、災害発生時に、迅速に被災地域の情報収集を行うとともに、県と市町村が一体となつて的確に被災地域への応援を実施するため、平成24年3月29日に「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を締結した。また、同11月に「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定運用マニュアル」を作成した。

平成25年度は、市町村連絡員を対象に、この仕組みを活用するための研修を計7回実施した。

イ 市町村地震防災対策緊急推進事業費補助金の創設

災害時の情報収集・提供体制の強化や避難施設の整備など、地震防災対策の強化に取り組む市町村に対して緊急的に助成するため、平成24年度当初予算において、市町村地震防災対策緊急推進事業費補助金を創設し、平成25年度は、同補助金により、市町村の地震防災対策の取組を支援した。

なお、平成26年度も継続して市町村の取組を支援する。

(7) その他の取組

ア ビッグレスキューかながわの実施

平成24年9月16日に、自衛隊やDMAT、日本赤十字社などの医療関係機関と連携し、救急医療訓練を主体とした「ビッグレスキューかながわ(神奈川県・横須賀市合同総合防災訓練)」を実施し、本県における大規模災害時の医療支援体制の強化を図った。

また、平成25年9月21日に「ビッグレスキューかながわ(平成25年度神奈川県・平塚市合同総合防災訓練)」を実施し、県内外のDMAT等が参加して広域医療搬送などを行い、広域的な応援体制の確立を図った。

イ 津波対策訓練の実施

平成25年7月13日に相模川以西の沿岸6市町と合同で「津波対策訓練」を実施し、大規模地震発生時の沿岸市町の津波対応力を高めるとともに、関係機関の連携体制を検証した。

ウ 津波堆積物調査の実施

過去数千年程度までの間に本県に来襲した津波の痕跡を調査し、津波来襲年代や最大遡上高等の推定を行うため、平成24年度、平成25年度の2か年で温泉地学研究所において、津波堆積物調査を実施した。

エ 神奈川県防災会議条例の改正

災害対策基本法の一部を改正する法律の施行等に伴い、神奈川県防災会議の委員に自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加するなどの改正を行い、平成24年10月23日から施行した。

オ 富士山火山防災対策協議会の設置

平成21年10月に山梨県、静岡県、神奈川県の三県により「富士山火山対策に関する協定」を締結した。さらに、平成24年6月8日に、三県に加え、国、市町村、学識者等で構成する「富士山火山防災対策協議会」を設置し、平成26年2月に広域避難計画を策定した。

カ 広域受援計画の作成

本県が地震などの大規模災害で被災した場合に、自衛隊、緊急消防援助隊、他の都道府県、その他の機関から広域的な応援を円滑に受け入れられるよう、平成26年3月に「神奈川県災害時広域受援計画」を策定した。

キ 関西広域連合との相互支援協定の締結

大規模災害が発生した場合に、遠隔地にあるため同時被災のリスクが少なく、相互に補完し合える関係にあることから、平成26年3月に九都県市と関西広域連合との間で、相互支援協定を締結した。

(8) 平成26年度以降の主な取組

ア 地震被害想定調査の実施

平成25年度から引き続き、新たな震源モデルや被害想定手法など最新の科学的知見に基づいた想定調査を行う。

調査結果については、平成26年度末に取りまとめ、これを「地域防災計画（地震災害対策計画）」や減災目標を定めた「防災戦略」の見直しに反映させることで、地震災害対策の強化を図る。

イ かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）の実施

平成25年度に引き続き、「かながわシェイクアウト（いっせい防災行動訓練）」を実施し、県民や事業者の防災意識の向上を図る。

- ・実施日時 平成26年9月1日午前11時（前後各1か月間を含む）
- ・参加目標人数 100万人

ウ 各種訓練等の実施

(7) 津波対策訓練の実施

平成26年7月1日から19日までの間の6日間において、相模湾沿岸13市町と合同で「津波対策訓練」を実施し、大規模地震発生時の沿岸市町の津波対応力を高めるとともに、関係機関の連携体制を検証する。

(イ) ビッグレスキューかながわの実施

平成26年8月31日に「ビッグレスキューかながわ（平成26年度神奈川県・小田原市合同総合防災訓練）」を実施し、災害時医療支援体制を強化するとともに、災害時の迅速な初動体制及び広域的な応援体制の確立並びに県民の防災意識の高揚を図る。

(ウ) 富士山火山三県合同防災訓練の実施

平成26年10月19日に、山静神サミットの合意に基づき、山梨県、静岡県、神奈川県の三県で合同防災訓練を実施し、平成26年2月に富士山火山防災対策協議会で策定した広域避難計画を検証するとともに、関係機関の連携強化及び火山災害の正しい知識について住民等への普及啓発を図る。

2 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況について

平成25年4月1日に施行した「神奈川県地震災害対策推進条例」第4条の規定に基づき、地震災害対策の総合的な推進のため、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の進捗状況の管理を行う。

(1) 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）に位置づけた事業について、実施状況と予算の措置状況を取りまとめた。

（別添資料のとおり）

ア 事業の実施状況

(ア) 調査の実施時期

平成26年5月

(イ) 内容

- a 平成25年度に実施した事業の実績
- b 平成26年度に実施予定の事業
- c 平成27年度以降に実施予定の事業

イ 事業の予算措置状況

(ア) 調査の実施時期

平成26年2月

(イ) 内容

平成26年度当初予算額

(2) 今後の対応

取組状況について、別添資料のとおりホームページ等で公表するとともに、条例及び計画に基づき、地震災害対策の総合的かつ計画的な推進を図る。

3 南海トラフ地震対策特別措置法等に対する対応について

南海トラフ巨大地震や首都直下地震の発生が懸念される中、東日本大震災の教訓を踏まえ、これらの想定地震や大規模自然災害等に備えた対策を進めるため、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ地震対策特別措置法」という。）」、「首都直下地震対策特別措置法」及び「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）」が、それぞれ平成25年12月に施行され、その後、それぞれの基本計画が決定された。

(1) 南海トラフ地震対策特別措置法〔平成25年11月29日公布、同12月27日施行。〕

平成14年法律第93号「東南海・南海地震対策特別措置法」を改正。〕

ア 目的及び概要

南海トラフ地震は、日本で発生する最大級の地震であり、その被害は甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたるおそれがあることに鑑み、南海トラフ地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、対策を推進すべき地域を指定し、各種計画等を作成して、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図る。

イ 国の対応

(7) 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定〔平成26年3月28日 内閣総理大臣〕

南海トラフで発生する地震のうち、科学的に想定し得る最大規模の地震を想定した場合に、著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域を指定した。

- ・全指定地域数：1都2府26県707市町村
- ・本県指定地域：27市町

横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

(4) 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定

〔平成26年3月28日 内閣総理大臣〕

推進地域のうち、南海トラフ地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を指定した。

- ・全指定地域数：1都13県139市町村
- ・本県指定地域：13市町

横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、大磯町、二宮町、真鶴町、湯河原町

(7) 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の決定〔平成26年3月28日 中央防災会議〕

国の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針、基本的な施策とその具体的な目標及び達成期間、南海トラフ地震が発生した場合の災害応急対策の実施に関する基本的方針等を定めた計画を決定した。

ウ 今後の県の取組

(7) 南海トラフ地震防災対策推進計画

〔南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された県及び市町が作成に努める〕

地震防災対策推進基本計画を基本として、地域防災計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、国、地方公共団体その他の関係の連携協力の確保に関する事項等を定めるとともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間等を定めるもの。更に、市町においては、次に述べる津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる。

県は、必要に応じ計画を策定するとともに、市町の計画作成に協力する。

(4) 津波避難対策緊急事業計画

〔南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定された市町が作成できる〕

市町長は、知事の意見を聴き、内閣総理大臣の同意を得て、次の施設の整備（津波避難対策緊急事業）に関する計画作成し、その目標及び達成期間を定めるもの。計画に位置づけた事業は、一部において補助率の嵩上げ等の特例措置を受けることができる。

県は、必要に応じて市町の計画作成に協力する。

【対象となる施設】

- ・津波からの避難の用に供する避難施設その他の避難場所
- ・避難場所までの避難の用に供する避難路その他の避難経路
- ・集団移転促進事業及び集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められ、かつ高齢者、障害者、乳幼児、児童、生徒等の要配慮者が利用する政令で定める施設

(ウ) 南海トラフ地震防災対策計画

〔推進地域で30cm以上の浸水が想定される区域内の特定事業者が作成義務を負う〕

医療機関、百貨店等不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、推進地域の指定の日から6月以内（平成26年9月28日まで）に、津波からの円滑な避難に関する計画を策定し知事へ提出する。

県は、この手続きについて、市町とともに周知及び指導を行う。

(2) 首都直下地震対策特別措置法〔平成25年11月29日公布、同12月27日施行〕

ア 目的及び概要

首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とし、対策を推進すべき地域を指定し、各種計画等を作成して、首都直下地震に係る地震防災対策の推進を図る。

イ 国の対応

(7) 首都直下地震緊急対策区域の指定〔平成26年3月28日 内閣総理大臣〕

首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を指定した。

- ・全指定区域数：1都9県310市町村
- ・本県指定区域：全域

(4) 首都中枢機能維持基盤整備等地区の指定〔平成26年3月28日 内閣総理大臣〕

緊急対策区域のうち、首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持を図るために必要な基盤の整備、滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避施設、備蓄倉庫等の整備等を緊急に行う必要がある地区を指定した。

- ・全指定区域数：4区（東京都千代田区、中央区、港区、新宿区）
- ・本県指定なし

(5) 首都直下地震緊急対策推進基本計画の決定〔平成26年3月28日 中央防災会議〕

首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項、次に述べる「地方緊急対策実施計画」の基本となるべき事項、「特定緊急対策事業推進計画」の認定に関する基本的事項を定めた計画を決定した。

ウ 今後の県の取組

(7) 地方緊急対策実施計画〔首都直下地震緊急対策区域の都県が作成できる〕

集客施設の安全確保、建築物の耐震化、災害応急対策の備え、住民の協働などの幅広い対策について、地域の実情を勘案し、区域・目標・計画期間・必要な対策を定めるもの。今後、県は、必要に応じ計画を策定する。

(4) 特定緊急対策事業推進計画及びこれにかかる特別の措置

〔首都直下地震緊急対策区域の都県、市町村が作成できる〕

避難施設等の地震防災対策の推進に必要な建築物の整備等を行う際に、個別事業に関して具体的に記載する計画で、位置づけた事業について、建築基準法上の用途制限の緩和や、補助金交付財産の処分制限に係る承認手続の特例などを受けることができる。

財政的な特例はなし。

今後、県は、必要に応じ計画を策定するとともに、市町村の計画作成に協力する。

(3) 国土強靱化基本法〔平成25年12月11日公布、施行〕

ア 目的及び概要

事前防災及びその他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等に備えた国土の全土にわたる強靱な国づくりの推進を図る。

脆弱性の評価や各種計画及びアクションプランの策定等により、大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産の保護並びに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化を図る。

イ 国の対応

(7) 国土強靱化基本計画の決定〔平成26年6月3日 閣議決定〕

国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるものであり、脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定めたもの。行政機能（警察・消防等）、住宅・都市、保健医療・福祉など12の個別施策分野と、リスクコミュニケーション、老朽化対策、研究開発の3つの横断的分野のそれぞれの推進計画、起こってはならない45の事態（プログラム）のうち、重点化すべき15プログラムを重点的に推進することとした計画を決定した。

(イ) 国土強靱化アクションプラン2014の策定〔平成26年6月3日 国土強靱化推進本部〕

基本計画を着実に推進するため、施策について、具体的数値指標の目標を設定の上、毎年度進捗を可能な限り定量的に評価し、取り組むべき方針をとりまとめたもの。プログラムごとの脆弱性評価の結果、プログラムごとの推進計画（推進方針＋KPI目標値）及び主要施策で構成されたプランを策定した。

ウ 今後の県の取組

国や他都道府県の動向を注視しながら、国土強靱化地域計画の策定を検討する。

その際、本県における脆弱性評価として、現在実施している地震被害想定調査の結果を最大限活用するとともに、地域防災計画や地震防災戦略の見直しを行い、地震災害等大規模自然災害等への備えを強化する。

4 東日本大震災の被災地・被災者支援の取組について

(1) 平成25年度末までの取組

ア 被災地・被災者支援の体制

被災地への支援対策等を重点的に実施していくため、平成23年3月に安全防災局に災害対策支援担当部長を配置、6月には支援調整課を設置して、体制を整備した。

平成23年度末で支援調整課を廃止し、平成24年度からは災害対策課内に支援調整グループを設け、支援体制の継続を図った。

イ 被災地への人的・物的支援

被災地への人的支援として、国等からの要請に応じ、平成23年度末までに延べ8,177人、さらに、平成24年度には、地方自治法に基づく長期派遣として35人、平成25年度には21人の県職員を派遣した。

また、神奈川県警察本部や消防応援活動、医療分野、教育分野では3年間で延べ108,647人(派遣した人数に派遣期間日数を掛けたもの)の職員等を派遣した。

さらに、被災地で復興に従事する行政職員が大幅に不足している状況に鑑み、平成26年3月に任期付で被災地に派遣する職員を採用し、3名の職員を被災地へ派遣した。(平成26年6月2日現在34名)

被災地への物的支援としては、被災地からの要請に応じ、平成23年度末までに救援物資251トンが被災地に提供した。

なお、平成24年度及び25年度は、被災地からの物的支援の要請はなかった。

ウ 県内への避難者支援

神奈川県に避難した被災者に公営住宅や県借上げ民間賃貸住宅を提供し、受入人数は2,168人(平成26年3月17日現在)となった。

また、被災地から、神奈川県内の公立学校や私立学校への転入学を受け入れた。県立高等学校入学検定料等の免除やスクールカウンセラーの派遣、各種情報提供や交流機会の提供などを行った。

さらに、被災者の県税に関する納税緩和措置や県営水道料金の減免、神奈川県立音楽堂等の公演への招待などを行った。

(7) 「かながわ避難者支援会議」の設置

避難生活の長期化による避難者の状況の変化や個々が抱える問題に対応するため、避難者支援を行う各団体が蓄積してきたノウハウ等を共有し、連携して神奈川の力を結集した「かながわ避難者支援会議」を設置し、効果的な支援を行う体制を構築した。

この一環として、県内各地で相談会「東北きずなサロン」を12回開催した。

(イ) 「東日本大震災 支援・情報ステーション」の機能強化

避難者支援のための情報提供及び各種相談窓口として、平成23年度に開設した「東日本大震災支援・情報ステーション」には、平成25年度末までに延べ5,385人が来所した。

平成25年度は、これまでの相談業務に加え、県内各地で開催する避難者交流会の案内や、避難者が抱える生活上の問題の定期的な聞き取りなどを実施し、積極的に避難者との交流を行った。

また、公営住宅等に入居した避難者の孤立を防ぎ、そのニーズに沿ったきめ細やかな生活支援を実施するため、「かながわ避難者見守り隊」が、平成25年度末までに延べ12,711回の戸別訪問等を行った。

さらに、自立に向けて特段の配慮が必要な避難者が抱える個々の問題に対して、保健師、介護支援専門員、医師等専門的な立場から対応できる専門職種の相談員を配置し、個別に助言やサポートが行える体制を強化した。

エ ボランティアへの支援

平成25年度は、「かながわ災害救援ボランティア活動支援室」を設置・運営し、被災時ボランティア受援力の向上に資する取組み及び東日本大震災被災地・被災者支援活動に関する自主的取組みへの支援を行った。

東日本大震災被災地からの避難者あるいは避難者を支援するボランティア団体等が企画する避難者交流会といった被災地・被災者支援に関するNPO等の自主的な活動への支援を行った。

(2) 平成26年度の主な取組

ア 被災地への支援

被災地への支援については、地方自治法に基づく県職員の長期派遣や、任期付職員の派遣、警察法に基づく神奈川県警察本部からの職員派遣などを継続して実施する。

イ 県内への避難者支援

公営住宅や県借上げ民間賃貸住宅の提供をはじめ、転入学に伴う教育支援などを引き続き行う。

(ア) 「かながわ避難者支援会議」による支援関係団体の連携強化

「かながわ避難者支援会議」の場を活用し、各団体が蓄積している避難者情報や取組内容を共有しながら連携を強化し、より効果的な支援の実現を目指す。

(イ) 「東日本大震災 支援・情報ステーション」の機能強化

「東日本大震災 支援・情報ステーション」に「かながわ避難者見守り隊」が常駐し、支援情報の発信、被災者（県内避難者含む）等からの相談対応、電話による定期的な生活状況の聞き取りと助言（見守りコール）等を通じて支援を行う。

また、相談内容から、必要に応じ、専門相談員が戸別訪問等の面談を行い、助言等を行いながら問題の解決を図る。さらに、被災県と連携し復興に関する説明会や懇談会を開催する等、帰還に向けた環境整備を行う。

ウ ボランティアへの支援

かながわ県民活動サポートセンター内に設置した「かながわ災害救援ボランティア活動支援室」により、東日本大震災被災地・被災者支援活動に関する自主的取組みなどへの支援を行う。

また、東日本大震災被災地からの避難者や、避難者を支援するボランティア団体等が企画する、「避難者交流会」などの、被災地・被災者支援に関するNPO等の自主的な活動への支援を引き続き行う。

